

社会福祉法人賛育会 介護老人保健施設ゆたかの 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人賛育会が開設する介護老人保健施設ゆたかの（以下「施設」という。）の運営について、必要な事項を定め、キリスト教の精神と老人福祉法の理念及び介護保険法の目的に基づき、業務の適正かつ円滑な執行と、「指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、「施設サービス計画」に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能回復訓練その他必要な医療並びに日常生活の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を支援する。

2. 施設は家庭的な雰囲気を醸成する事に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 社会福祉法人賛育会 介護老人保健施設 ゆたかの
- ② 所在地 長野県長野市豊野町豊野634番地

(施設の職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1人
管理者は、介護老人保健施設に携わる職員の総括管理及び指導を行う。
- ② 医師 常勤1人
医師は、利用者の病状および心身の状況に応じて適切な医学的対応を行う。
- ③ 看護職員 常勤10人以上
看護職員は、医師の指示に基づく医療行為を行う他施設サービス計画、通所リハビリテーション
計画等に基づく看護を行う。
- ④ 介護職員 常勤22人以上

介護職員は、利用者の施設サービス計画、リハビリテーション計画等に基づく介護を行う。

⑤ 理学療法士・作業療法士 常勤1人以上

理学・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、適切なリハビリテーションを実施・指導する。

⑥ 支援相談員 常勤1人以上

入所相談、利用者及びその家族の希望、医師の治療方針に基づき、施設サービス計画の作成、市町村との連携業務、ボランティア指導等を行う。

⑦ 薬剤師

利用者の服薬管理・指導等を行う。

⑧ 管理栄養士 常勤1人

食事の献立作業、栄養量計算および食事記録、調理員の指導等の食事業務全般ならびに栄養ケアマネジメント等の利用者に対する栄養管理を行う。

⑨ 介護支援専門員 常勤1人以上

施設サービス計画の作成等を行う。

⑩ 事務職員

必要な事務を行う。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は96人とする。

(定員の順守)

第6条 災害その他やむを得ない場合を除き、入所定員を超えて入所させない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第8条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2. 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

3. 「介護保険負担限度額認定証」が提示された場合は、食費・居住費について記載された負担限度額を適用する。

(入退所等)

- 第9条 施設は、その心身の状況及び病状ならびにその置かれている環境に照らし、看護・医学管理の下における介護及び機能回復訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、施設サービスを提供する。
2. 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
 3. 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対して自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 4. 入所者の入所申込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
 5. 利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅に置いて日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。検討にあたっては、医師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等で協議するものとする。
 6. 利用者の退所に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治の医師および居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第10条 入所申込者、入所者の意思を踏まえ、要介護認定に係わる申請の援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

- 第11条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
2. 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、利用者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での解決すべき課題を把握する。
 3. 計画担当介護支援専門員は、利用者及び利用者の家族の希望、解決すべき課題の把握に基づき、施設サービスの原案を作成する。作成された原案を基に他の職員と協議し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を決定し記載する。
 4. 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について利用者・家族に説明し文書により同意を得る。
 5. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連携を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取扱い方針)

第12条 利用者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

2. サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
3. 職員は、サービスの提供に当たって、利用者又はの家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
4. 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
5. サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(診療の方針)

第13条 医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

2. 利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
3. 褥瘡対策を徹底する。

(機能回復訓練)

第14条 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理下の介護)

第15条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じて、褥瘡対策も含めた適切な技術を持って行う。

(食事の提供)

第16条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うよう努める。

(栄養管理)

第17条 個々の利用者の栄養状態に着目した栄養管理を、医師、管理栄養士、看護職員介護支援専門員、介護職員等の多職種協働により行うものとする。また、利用者に適切な栄養ケアを提供するために栄養ケア計画書を作成する。

(相談及び援助)

第18条 常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(身体の拘束等)

第19条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとする。

(その他のサービスの提供)

第20条 利用者のレクリエーション行事を行うよう努め、利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(調査への協力)

第21条 市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うように努める。

(勤務体制の確保)

第22条 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう職員の勤務体制を定めておく。
2. 施設は、当該施設の職員によって介護保険サービスを提供しなければならない。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(協力医療機関等)

第23条 利用者の病状の急変及びサービスの提供体制の確保のため、協力医療機関等を定める。

(利用者負担の額)

第24条 利用者負担の額は以下のとおりとし、施設はこれを受領する。
2. 利用者は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準により算定された保険給付の自己負担額及び「食費」、「居住費」、「入所者が選定する特別室料及び特別食費用」、「日常生活品費」、「教養娯楽費」、「理髪代」等について、別紙1「入所のご案内(重要事項説明書)」に定める「利用料金」表により負担し、施設は支払いを受ける。

3. 「食費」は食材料費と調理費用との合計相当額とし、「居住費」は当施設は多床室のため光熱水費相当額とする。
4. 「食費」、「居住費」について、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者（第1段階～第3段階利用者）には認定証に記載された負担限度額を適用する。
5. 利用者の「特定入所者介護サービス費支給対象者」、「高額介護サービス費対象者」「高齢夫婦世帯等居住費・食費軽減対象者」、「利用料支払い後生活保護適用者」等への適用は、法令の定めによるものとする。
6. 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について、説明を行い利用者の同意を得る。

（日課の励行）

第25条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、相談員、機能回復訓練員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、利用者相互の親睦を図る。

（外出及び外泊）

第26条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

（衛生保持）

第27条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

（禁止行為）

第28条 利用者及び利用者の家族は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等を行うこと。
- ② 喧嘩、口論、泥酔などで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またこれを持ち出すこと。
- ⑥ 同時に利用している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。

（退所の勧告）

第29条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻繁に繰り返す場合にあっては、施設は利用者及びその家族に退所を勧告する場合がある。

2. 利用者が当該施設入所の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退所を勧告する場合がある。

(非常災害対策)

第30条 施設は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理・感染対策等)

第31条 施設は、衛生管理及び感染対策に努め、また衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(褥瘡対策等)

第32条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(掲示)

第33条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第34条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第35条 事業者並びに職員は、利用者の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために体制を整備するとともに、個人情報に関する法令等を順守し、個人情報の保護に努めるものとする。

2. 運用にあたっては、別途定める「個人情報保護（管理）規程」を適用する。

(苦情処理)

第36条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2. 運用にあたっては、別途定める「苦情対応規程」を適用する。

(地域等との連携)

第37条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応及び予防等)

第38条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

2. 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際しての対応を記録する。
3. サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
4. 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
5. 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(虐待等の禁止)

第39条 職員は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月1日施行)に基づき、身体的及び精神的苦痛を与えたり、人格を辱めるような行為を行わないものとする。

- 2 職員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるものとする。
- 3 職員は、高齢者虐待を発見した場合には、速やかに関係市区町村へ届け出るものとする。
- 4 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者の配置、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じる。

(記録の整備)

第40条 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

2. 入所者に対するサービスの提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
3. 利用者が2項の記録の閲覧、複写を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとする。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含む)に対しては、利用者の承諾またはその他必要と認められる場合に限りこれに応じるものとする。
4. 運用にあたっては、別途定める「個人情報保護(管理)規程」及び「診療情報提供規程」を適用する。

(災害時等の事業について)

第41条 地震等の自然災害や感染症の発生、あるいは発生の恐れがある場合は、安全確保のためにサービスを中止、又は縮小することがある。

(委任)

第42条 この規程の施行上必要な細目については、施設管理者が別に定める。

(改正)

第43条 この規程を改正、廃止する時は、社会福祉法人賛育会理事会の承認を経るものとする。

附則 この規程は、2000年4月1日から施行する。

この規程は、2002年10月 1日より一部改正する。

この規程は、2004年11月15日より一部改正する。

この規程は、2005年10月 1日より一部改正する。

この規程は、2006年 4月 1日より一部改正する。

この規程は、2012年 4月 1日より一部改正する。

この規程は、2013年 4月 1日より一部改正する。

この規程は、2019年10月 1日より一部改正する。

この運営規程は、2021年10月1日より一部改正する。